

申込先着順による市有地売却手続きの流れ

① 募集開始

2月3日(月)
※市ホームページにて公開

② 物件概要・入札資料等の確認

●物件概要資料・説明書類等を事前によくご確認ください。

③ 申込書類の提出

2月3日(月)～売却決定(または市が別途指定する日)まで
※年末年始閉庁期間及び土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
※窓口(管財契約課)持参のみ受付 郵送不可

【必要書類】

- (1) 普通財産譲渡申請書(市様式、市ホームページに掲載)
- (2) 誓約書(市様式、市ホームページに掲載)
- (3) 住民票抄本(個人の場合のみ、発行から3か月以内のもの)
- (4) 印鑑証明書(個人・法人とも、発行から3か月以内のもの)
- (5) 現在事項全部証明書(法人の場合のみ、発行から3か月以内のもの)

※代理人が申し込みをする場合は、委任状(市様式、市ホームページに掲載)が必要。

④ 申込書類の審査

※申込書類に不備または不足が有る場合は受付できません。

⑤ 売却の決定

※複数名から同時刻に提出された場合は抽選により購入者を決定

⑥ 売買契約の締結

- 契約額＝最低売却価格
- 契約締結は売却決定日の翌日から起算し5日以内に行います。
- 契約書類は市で作成の上、郵送します。
- ※契約額に応じた収入印紙を購入者にご用意ください。
(例) 契約額が100万円を超え500万円以下 → 1,000円分の収入印紙
契約額が500万円を超え1000万円以下 → 5,000円分の収入印紙
契約額が1000万円を超え5000万円以下 → 10,000円分の収入印紙

⑦ 契約保証金の納入

- 契約額の10%以上の額を納入(市が納付書を発行します)
- 契約締結と同時に納入してください。

⑧ 契約残金の入金

[納付期限]契約から1か月以内
※入金額＝契約額－契約保証金

⑨ 所有権移転登記

- 契約残金の入金確認後、市で登記手続きを行います。

【必要書類】

- (1) 所有権移転登記請求書(様式は市で用意します)
- (2) 登記原因証明情報(様式は市で用意します)
- (3) 登録免許税(収入印紙、市で必要額をお知らせします。当該物件評価額×15/1000)
- 登記完了までは必要書類のご提出から1～2週間ほど時間がかかります。
- 登記完了後に市から購入者へ「登記識別情報通知」を郵送します。

⑩ 引き渡し

- 現状有姿での引き渡しとなります。ただし、「売土地」看板は市で撤去します。

※不動産を取得した場合は、県税の「**不動産取得税**」が課税されます。
課税標準額×3%(土地) 詳細は総合県税事務所(026-234-9505)にご確認ください。
※不動産を所有していると、毎年、市税の「**固定資産税・都市計画税**」が課税されます。